

中期目標・中期計画（素案）

長崎大学

平成27年6月30日

国立大学法人長崎大学の中期目標・中期計画（素案）一覧表

中期目標	中期計画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>大学の理念 長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。</p> <p>大学の基本的目標 長崎大学は、東シナ海を介して大陸と向き合う地理的環境と出島、原爆被ばくなどの記憶を有する地域に在って、長年におたり培ってきた大学の個性と伝統を基盤に、新しい価値観と個性輝く人材を創出し、大きく変容しつつある現代世界と地域の持続的発展に寄与する。第3期中期目標期間においては、具体的に以下の項目を基本的目標として設定し、新しい学長主導ガバナンス体制の下、改革を迅速かつ大胆に推進する。</p> <p>（1） 熱帯医学・感染症，放射線医療科学分野における卓越した実績を基盤に，予防医学や医療経済学等の関連領域を学際的に糾合して，人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点となる。</p> <p>（2） 全ての教育研究領域の高度化，国際化を推進するとともに，国内外のトップレベルの大学との連携の強化及び実質化，管理運営・人事システム改革，学内資源の適正再配置等とおして，大学全体の総合力を格段に向上させ，世界最高水準の総合大学への進化のための基盤を構築する。</p> <p>（3） グローバル化する社会の要請に応えるべく，国際水準の教育，キャンパスの国際化，日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し，</p>	

<p>地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する。</p> <p>(4) 特に学部教育においては、学生参加型の新しい教養教育と世界標準の学部専門教育との有機的結合により、問題解決能力・創造的思考力・コミュニケーションスキル等の学士力と各専門分野の知識・素養に裏打ちされ、現実の課題に即応できる個性輝く学士を育成する。また、新しい大学教育を高校教育改革と効果的に接続させるため、多面的かつ基盤的な資質・能力を測るための新しい入学者選抜方法を先進的に開発・導入する。</p> <p>(5) 地域に基盤を置く総合大学として、地域のニーズに寄り添いつつ、教育研究の成果を地域の行政、産業、保健医療、教育、観光に還元し、グローバル化時代における地方創生の原動力となる。特に、海洋エネルギー、海洋生物資源、水環境、地域福祉医療、核兵器廃絶など、地域社会の持続的発展に大きく貢献し、かつ、地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を重点的に推進する。また、東日本大震災直後から継続している福島との協働を強化し、福島の未来創造に貢献する。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成28年4月1日～平成34年3月31日</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等並びに別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

<学士課程>

【1】教育の質的転換を通して学びの質と水準を保証し、確固たる学士力を備えた人材を育成する。

<大学院課程>

【2】高度な実践的能力と世界をリードできる高い研究能力を持つ研究者・高度専門職業人を育成する。

【3】熱帯医学・感染症、放射線健康リスク、国際保健領域を中心に学内外の関連研究科や教育研究機関等を糾合し、グローバルヘルス分野で日本をリードする卓越した大学院教育プログラムを修士・博士両課程の有機的連携体制で構築し、世界に貢献す

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

【1-1】学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

【1-2】学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

【1-3】留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成31年度までに全学部にクォーター制を導入する。

<大学院課程>

【2-1】教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率90%を確保する。

【2-2】修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。

【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。

【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研

る人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【4】教育の質保証システムとして、エビデンスに基づいた学修成果の把握により、教育の質を改善する。

(3) 学生への支援に関する目標

【5】多様な学生に対応する修学支援や生活支援等を充実する。

究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。

【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成28年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】教育の質の向上に向け、PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため、学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて、評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結するFDを実施し、授業担当専任教員の75%以上を参加させる。

【4-2】学修成果を把握するため、学修行動調査、ループリック、学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに、平成31年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【5-1】経済的に困窮している学生や地域創生の志を持つ学生等を対象とした学業成績基準上位2分の1以上の条件を課さない、新たな奨学金制度を創設するなど、経済支援の取組を実施する。また、学生のキャンパスライフの質的向上を図るため、課外活動・福利厚生施設の整備及び利便性やサービスを向上させる。

【5-2】キャリア教育、就職相談及び指導助言体制等を充実するため、キャリア支援センターを平成28年度に設置し、第2期中期目標・中期計画期間中（当初5年間）平均92.1%の就職率を93%以上に向上させる。また、学生の自主的社会活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

【5-3】障害のある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び留意事項」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標

【6】 アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）に基づく、入学希望者の多様性及び学力の三要素を踏まえた多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を開発・導入する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【7】 世界に貢献する新たな強み領域を創生し、総合大学として日本をリードする研究力を格段に向上させる。

【8】 「世界をリードする感染症研究拠点の形成」を図ることにより世界トップレベルの教育研究拠点を構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

【9】 研究人材育成体制の整備を行うとともに、研究支援組織を融合・拡充し、研究力を強化する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

【6-1】 カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

【6-2】 入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【7-1】 研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

【7-2】 新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760／年（平成22～25年の平均）から960／年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から7,000に増加させる。

【8-1】 国、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点を構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9-1】 若手研究者のテニユア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

【10】子育て・介護等のライフイベント中の教員の研究力向上のため、ダイバーシティ研究環境等を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

【11】大学の知を結集させ、社会の要請に応えるとともに、知の拠点として地域に根ざした教育・研究を通して、地域の未来創造における主導的役割を果たす。

【9-2】先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度（22～26年度3,026回：平均605回/年）、創薬・機器開発シーズ（26年度11件）のそれぞれを50%増加させる。

【9-3】外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA（リサーチ・アドミニストレーター：大学等における研究マネジメント人材）を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

【10-1】多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、育児休業からの円滑な復帰策の構築等、研究力向上につながる研究環境を整備する。

【10-2】介護コンシェルジュを中心に、関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し、介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に、介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど、仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【11-1】被爆地長崎の大学として、「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに、地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

【11-2】学校教育・離島教育支援事業、高大連携・接続事業、教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成29年度までに設置する。

【11-3】地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため、「“道守”人材養成」、「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家庭教育」事業など、教育、保健・医療・福祉、経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。

【12】福島原発事故後の復興に資する教育研究・人材育成の推進と地域創生に貢献する。

【13】大学の研究成果等を活用し、産学官連携を推進するとともに、地域社会へ貢献する。

4 その他の目標

【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し、実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを、本学を中心に産学官連携で構築する。

【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため、地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに、専門知識・技術に止まらず、協働力、コミュニケーション力、論理的思考力等を含む社会人基礎力など、地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また、産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

【11-6】保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

【11-7】関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動と子どもの心のエキスパート（心理士等）の地域人材育成を行う。

【12-1】福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。

【13-1】研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

【13-2】地域創生に資するため、行政関係者、商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標

【14】長崎の地理、風土と鮮烈な記憶、歴史に根ざした個性を基盤に、多文化が共生する国際社会の現場に強い、行動力のある長崎大学ブランドのグローバル人材を育成する。

【15】外国人教員や留学生を増加させ、キャンパスの国際化を図る。

【16】国際貢献に資するため、海外教育研究拠点の機能強化を図る。

(2) 附属病院に関する目標

【17】地域に根ざした質の高い医療人を育成する。

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【14-1】学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため、学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%から2倍程度増加させるなどにより、多様な学びの機会を提供する。特に、学部横断型プログラム等の導入によって、日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。

【14-2】新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。

【15-1】キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上を増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、外国人教員等の割合を30%に増加させる。

【15-2】留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。

【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図りつつ、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携し国際貢献に資する取組を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指

導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

【18】高度急性期医療の強化を図り、地域の中核病院として最高水準の医療を提供するとともに、医療の国際貢献を推進する。

【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室（MFICU）の設置に向けて長崎県と協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して20%増とする。

【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。また、がん診療連携拠点病院として、緩和ケアセンターを充実させる。

【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。

【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

【19】未来の医療の高度化に寄与する橋渡し研究を実施する。

【19-1】先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

【20】中長期的な財政計画に基づき効率的な病院経営を推進する。

【20-1】効率的な病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

（3）附属学校に関する目標

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【21】教育学部・大学院教育学研究科と組織的な協働により、児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し、地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献する。

【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究開発や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する研究開発を実施する。

<p>(4) 大学間連携に関する目標</p> <p>【22】 国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）連携コンソーシアム等の大学間連携により，教育・研究等の機能の強化を図る。</p>	<p>【21-2】 実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため，教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み，理論と実践を往還した教育実習に転換する。</p> <p>【21-3】 教育委員会との連携により，幼稚園・小学校・中学校の一貫教育研究をはじめとして，幼児児童生徒の確かな成長に資する実験的・先導的な教育実践研究に取り組むとともに，長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して，その成果を地域に発信する。</p> <p>【21-4】 地域の教育課題等に対応した実践的研究開発力を強化するため，教育委員会との連携による課題把握を推進し，教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。</p> <p>(4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>【22-1】 国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）連携コンソーシアムにおいて，東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し，教育，研究，国際連携等の事業を実施するなど，大学間連携による協働を実質化する。</p>
<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>【23】 学長のリーダーシップの下で，組織運営の改善，戦略的な体制整備等によりガバナンス機能を強化する。</p> <p>【24】 弾力的かつ柔軟な人材の配置と，資源の重点配分を推進する。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【23-1】 ガバナンス機能を強化するため，学長の諮問に応じて調査，企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに，大学執行部と部局運営会議の連携を図り，機動的な大学運営を行う。</p> <p>【23-2】 経営戦略の強化を図るため，IR室において，データ収集体制を整備するとともに，分析手法を開発するなど，平成30年度までにIR機能を確立する。</p> <p>【24-1】 研究者の業務特性に配慮するとともに，教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し，平成31年度までに運用する。</p> <p>【24-2】 教育研究，管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに，優秀な若手，外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため，年俸制，クロス・アポイ</p>

ントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等，人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については，適切な業績評価体制を構築し，退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき，平成28年度中に適用者を207名まで拡充する。

【24-3】女性教員を積極的に採用し，在籍率23%を達成する。また，ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより，役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

【24-4】教育・研究の更なる実質化，高度化，グローバル化を実現するため，学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い，学長裁量経費を拡充する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【25】「ミッションの再定義」や社会的ニーズを踏まえ，教育研究組織を見直し，教育及び研究の更なる機能強化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また，質の高い教員を養成するため，アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保，小中免許取得の必修化検討，教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに，平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため，本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど，学部・研究科の組織等を見直しを行う。

【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため，既存の研究科の組織の見直しを行い，多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。

【25-4】学部学生定員415名から90名削減を行い，学士課程教育を抜本的に改革する経済学部では，特にグローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため，「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に，国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。

【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により，環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに，環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた

<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>【26】グローバル化や地域貢献など時代の要請に対応できる業務体制を整備する。</p> <p>【27】本学の基本的目標の達成に向け、職員の能力向上を図るとともに、組織を活性化する。</p>	<p>人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。</p> <p>【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所（共同研究拠点認定申請中）の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。</p> <p>【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。</p> <p>【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成 29 年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>【28】外部資金の増加に向けた戦略的な取組を推進する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【29】安定的な大学運営を図るため、財務分析情報の活用や業務</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進める。</p> <p>【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.6件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシ</p>

<p>点検による業務改善を行い、経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【30】資産の体系的な管理を行い、効率的に運用する。</p>	<p>ングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。</p> <p>【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【31】全学的な改善サイクルを確立させ、教育研究の質の向上を図る。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【32】本学の強み・特色や運営状況等について、国内外のステークホルダーに対し、正確かつ迅速に情報発信を行う。</p> <p>【33】大学図書館を世界と地域に開かれた「知の拠点」として情報発信を行う。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【31-1】第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【32-1】大学ポータルを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。</p> <p>【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、本学が保有する日本古写真とフランス・ギメ東洋美術館等が保有する日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジットランキング日本10位以内を維持する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p>

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

【34】 本学の教育研究環境の向上のため、計画的かつ効果的な施設設備の整備を実施するとともに、施設の有効活用を進め、安心・安全かつ良好な施設環境を提供する。

2 安全管理に関する目標

【35】 学生及び教職員の安全と健康における安全管理体制を強化する。

3 法令遵守に関する目標

【36】 法令遵守の徹底及び管理・監査体制の強化を図る。

【37】 研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止する体制を強化する。

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【34-1】 キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【35-1】 労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

【35-2】 学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【36-1】 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

【36-2】 不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

【36-3】 法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

【37-1】 公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learning の導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制

	<p>を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。</p>
--	--

中期目標

中期計画

別表1 (学部, 研究科等)

学部	多文化社会学部 教育学部 経済学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 環境科学部 水産学部
研究科	教育学研究科 経済学研究科 工学研究科 水産・環境科学総合研究科 医歯薬学総合研究科 熱帯医学・グローバルヘルス研究科

別表2 (共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点)

(共同利用・共同研究拠点) 熱帯医学研究所 (認定申請中) 原爆後障害医療研究所 (認定申請中) (教育関係共同利用拠点) 水産学部附属練習船長崎丸 環東シナ海環境資源研究センター

別表 (収容定員)

学部	多文化社会学部 400人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 960人) 経済学部 1,330人 医学部 1,121人 (うち医師養成に係る分野 669人) 歯学部 300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人) 薬学部 400人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人) 工学部 1,520人 環境科学部 530人 水産学部 440人
	教育学研究科 76人 うち専門職学位課程 76人 経済学研究科 39人 うち博士前期課程 30人 博士後期課程 9人 生産科学研究科 (募集停止) 工学研究科 510人 うち博士前期課程 440人 博士後期課程 45人 博士課程 25人 水産・環境科学総合研究科 181人 うち博士前期課程 120人 博士後期課程 36人 博士課程 25人 医歯薬学総合研究科 542人 うち修士課程 60人 (災害・被ばく医療科学共同専攻 20人 設置申請中) 博士課程 380人 (先進予防医学共同専攻 40人 設置申請中)

	<p>博士前期課程 72人 博士後期課程 30人 国際健康開発研究科 0人 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 42人 うち修士課程 42人</p>	
--	---	--